

長崎労働基準監督署発表
令和7年3月6日(木)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

第二方面主任監督官 永田 利一

電話 095-846-6391(17:15 まで)

095-846-6354(17:15 ~ 19:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 墜落防止措置を講じていなかった疑い～

長崎労働基準監督署(署長 いのうえ かずひで 井上 和秀)は、本日、有限会社川端設備工業及び同社取締役と株式会社SHIN企画及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年8月10日、長崎市畝刈町の7階建て集合住宅改修工事現場において、地上から高さ17.5メートルの屋上で作業員が配管工事を行う際、墜落防止措置が講じられていなかった疑い

1 被疑者

(1) 有限会社川端設備工業(下請)

所在地：長崎県長崎市八幡町

事業内容：配管設備工事業

(2) 取締役 A

(3) 株式会社SHIN企画(元請)

所在地：長崎県長崎市浜町

事業内容：防水塗装工事業

(4) 代表取締役 B

2 違反条文

(1) 被疑者有限会社川端設備工業、被疑者Aともに労働安全衛生法違反
同法第21条第2項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第519条第1項(開口部等についての設置)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

(2) 被疑者株式会社SHIN企画、被疑者Bともに労働安全衛生法違反
同法第31条第1項(注文者の講ずべき措置)

労働安全衛生規則第653条第1項(物品揚卸口等についての措置)

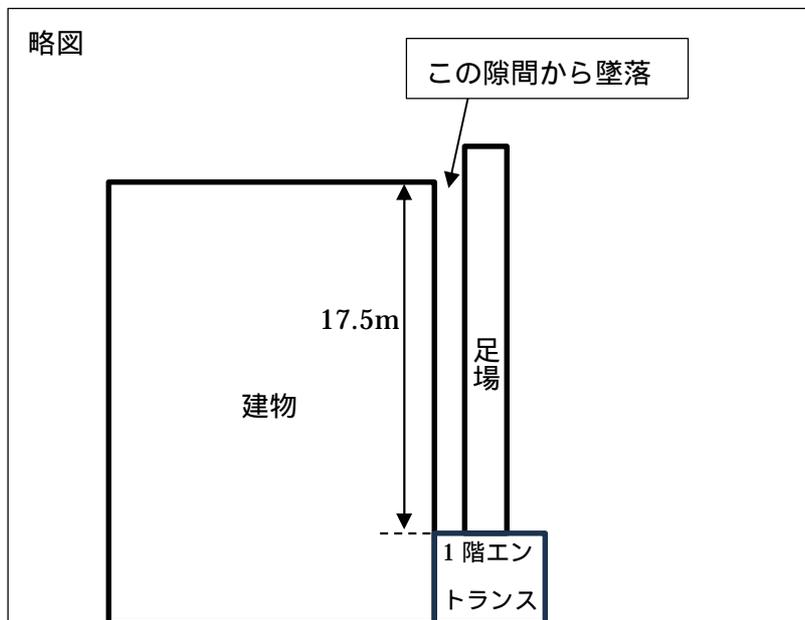
同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

株式会社SHIN企画が請け負った長崎市畝刈町に所在する7階建て集合住宅改修工事現場において、屋上の配管工事を下請業者の有限会社川端設備工業に行わせる際に、令和6年8月10日、現場の安全管理を行っていた有限会社川端設備工業取締役Aと株式会社SHIN企画代表取締役Bは、建物と外部足場との間に約50センチメートルの隙間がありましたが、覆いを設ける等、労働者の墜落を防止するために必要な措置を行わずに作業を行わせたものです。

その結果、関係請負人Xが高さ17.5メートルある屋上の開口部から1階エントランス屋根に墜落して死亡したものです。(略図参照)



4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の場所で作業を行う場合、労働者が墜落する危険を防止するため、囲い、手すり、覆い等の墜落防止設備を設けることが規定されていますが、本件災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった

た疑いがあるものです。なお、建設業においては、実際に作業を行う下請業者(有限会社川端設備工業)だけでなく、元請業者(株式会社SHIN企画)にも労働者の墜落を防止するため必要な措置を講じる義務があります。

5 その他

長崎県内では、令和4年から令和6年までの過去3年間に合計21件の死亡災害が発生し、そのうち6件(うち墜落・転落災害3件)が建設業で発生しており、死亡災害に占める建設業の割合は高い状況にあります。長崎労働局内の各監督署では、臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて指導をしているところです。当署としましては、今後も法違反により死亡等の重篤な労働災害が発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処する方針です。

6 添付資料

別紙1 関係条文

関係条文

(1) 有限会社川端設備工業及び取締役 A に対して

労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)

(事業者の講ずべき措置等)

第 21 条

第 1 項(略)

第 2 項

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 3 第 5 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項(第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 97 条第 2 項、第 104 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

二から四(略)

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号)

(開口部等についての設置)

第 519 条 事業者は、高さが 2 メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

第 2 項(略)

(2) 株式会社 S H I N 企画及び代表取締役 B に対して

労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)

(注文者の講ずべき措置)

第 31 条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設

物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事为数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第2項(略)

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の3第5項、第57条の4第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項(第89条の2第2項において準用する場合を含む。)、第97条第2項、第104条又は第108条の2第4項の規定に違反した者

二から四(略)

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)

(物品揚卸口等についての措置)

第653条 注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、抗又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが2メートル以上の箇所では墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

第2項(略)